

小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」
の設置及び管理に関する条例について

1 施設概要

小山町駿河小山駅前交流センター（木造2階建一部鉄骨造 建築面積：150.68㎡）

1F：休憩室、多目的交流スペース、更衣室、トイレ

2F：展望テラス、ロフト（吹き抜け）

2 設置目的

駿河小山駅を利用する町民や観光客の利便を確保するとともに、良好な休憩の場、鉄道情報、観光情報等を提供し、もって観光交流人口の拡大及びサイクルツーリズムの促進を図る事とする。

3 名称

小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」

4 位置

小山町小山599番地の5

5 設置施設

(1) 休憩ルーム

(2) 交流ルーム

(3) 展望テラス

(4) その他の附帯設備及び備品

6 会館時間

期間	開館時間
4月1日～9月30日	8時～18時
10月1日～3月31日	8時～17時

7 休館日

12月29日から翌年1月3日までの日

8 禁止行為

次に掲げる行為をしてはならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる行為については、町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 設備等を設置すること。

(2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(3) センター内の施設、附属物及び備品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は汚

損すること。

- (4) 厨房設備以外で火気を使用すること。
- (5) 他の利用者等に危険又は迷惑を及ぼすこと。
- (6) 指定場所以外でごみその他汚物等を捨てること。
- (7) 利用の許可を受けた場所以外で、利用の許可を受けた行為をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められること。

9 使用料等

- (1) 下記別表に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ申請書を提出し、町長許可を受けなければならない。
- (2) 利用許可を受けたときは、次の表に定める使用料を町長に納付しなければならない。

別表

附帯設備及び備品の種類並びに施設の利用		単位	使用料
電動自転車（一般）		1日	500円
電動スポーツバイク		1日	1,000円
シャワールーム及び更衣室		1回	100円
署名活動、募金、集会その他これらに類する行為	面積によるもの	1平方メートル 1日につき	50円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,000円
興行、出店、展示会その他これらに類する営業行為	面積によるもの	1平方メートル 1日につき	100円
	面積により難しいもの	1回1日につき	2,000円